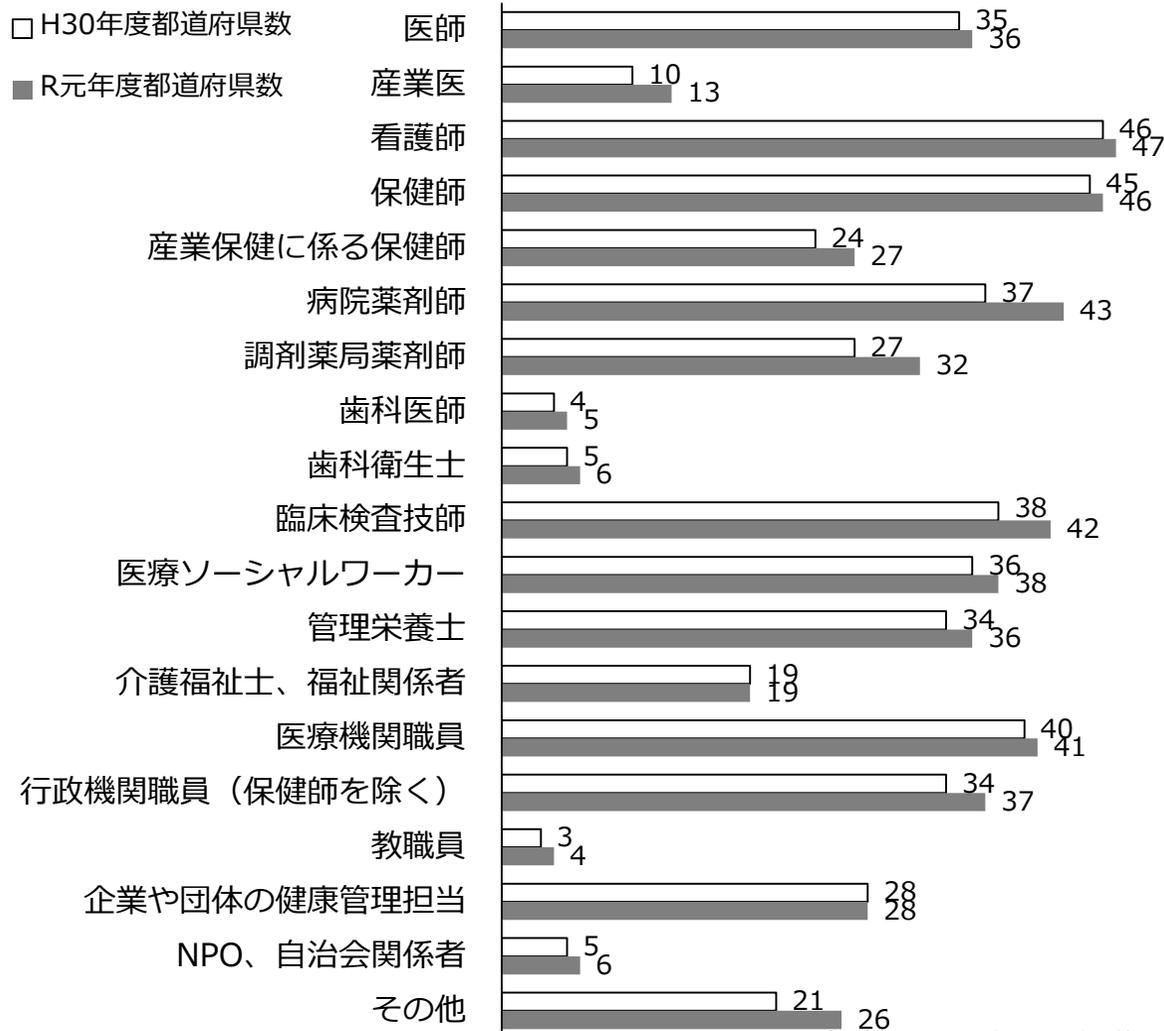


**各自治体における肝炎対策の
取組状況等について（追加分）
（別添）**

肝炎医療コーディネーターの職種（令和元年度）

○ 肝炎医療コーディネーターの養成者数増加により、全体的に数値が増加している。特に、病院薬剤師、調剤薬局薬剤師の肝炎医療コーディネーター養成が増加している。



(※) H30年度：46都道府県 R元年度：47都道府県

患者の参画状況

コーディネーターとして養成
研修会の講師

23 (20)
14 (14)

(都道府県数)
※括弧内はH30年度

【参考】

肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）抄

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) 対象者

肝炎患者やその家族が肝炎医療コーディネーターとなり、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

(2) 内容

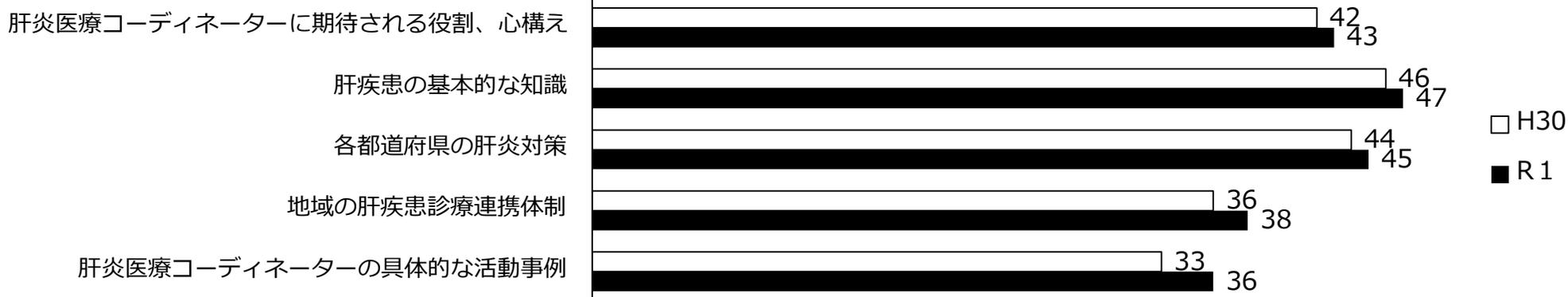
肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。患者の権利擁護、差別や偏見の防止とともに、個人情報への取扱いについても理解する。必要に応じ、患者やその家族の話を直接聞く機会を設けることなども検討されたい。

肝炎医療コーディネーターの養成、認定など（令和元年度）

○全ての都道府県のコーディネーター養成研修で、「肝疾患の基本的な知識」について取り上げている。

■ 肝炎医療コーディネーターの養成研修の内容

（※）H30年度：46都道府県 R元年度：47都道府県



※ 上記5つは、**肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるもの**として、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）別紙5.（2）で示したものである。

■ 肝炎医療コーディネーターの認定など

	コーディネーター認定の定期的な更新		コーディネーターの名簿		
	定期的に更新	一度認定したら更新なし	名簿を作成（定期的に更新）	名簿を作成（更新なし）	名簿を作成していない
都道府県数 H30（n=46）	21	25	34	12	0
都道府県数 R1（n=47）	23	24	36	11	0

肝炎医療コーディネーターの技能向上、活動支援（令和元年度）

- 技能向上の取組として、研修を実施している都道府県が増加している。
- コーディネーターが相談できる体制を整えている都道府県や、要望を聞く機会を設けている都道府県も増加している。

	コーディネーターの技能向上の取組（複数回答あり）			研修の実施内容（複数回答あり）		
	研修を実施	文書やインターネットを使用した情報提供を実施	研修を実施していない	講演会、講義	グループワーク	情報交換会
都道府県数 H30 (n=46)	29	13	13	29	15	13
都道府県数 R1 (n=47)	37	14	8	36	18	14

※「肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）別紙6.（2）より各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、（中略）肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。

	コーディネーターへの活動支援（複数回答あり）				
	コーディネーターが相談できる体制を整えている	要望を聞く機会を設けている	コーディネーターを配置している機関のリストを公表している	コーディネーターバッチなどを作成している	特にない
都道府県数 H30 (n=46)	19	9	27	27	5
都道府県数 R1 (n=47)	22	12	28	28	3

肝炎医療コーディネーターの活動場所と活動度合（令和元年度）

○コーディネーターの活動度合が、拠点病院や保健所で高いと評価している都道府県が多い。

- 【 】内は、当該場所に肝炎医療コーディネーターを配置している都道府県の数（n=47）
- 活動度合は、各都道府県による評価

